県章

滋賀県公報

平成19年(2007年)
11月26日
第2868号
月曜日

毎週月・水・金曜3回発行

目　次　(※印は、県例規集に登載するもの)

○　告　示
生活保護法による医療担当機関の指定(健康福祉政策課) …… 1061
生活保護法による医療担当機関の廃止の届出(健康福祉政策課) …… 1061
生活保護法による医療担当機関の休止の届出(健康福祉政策課) …… 1062
※県道の路線の認定(道路課) …… 1062
道路区域の決定(道路課) …… 1062
○　公　告
特定非営利活動法人定款変更認証申請公告(県民活動課) …… 1063
大規模小売店舗の変更の届出の公告(商業観光振興課) …… 1063
換地処分公告(耕地課) …… 1067
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(住宅課) …… 1067
○　振興局等公告
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(湖東) …… 1068
○　正　誤

告　示

滋賀県告示第623号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療担当機関として、次のものを指定した。

平成19年11月26日

滋賀県知事　嘉田由紀子

名称	開設者氏名	所在地	指定年月日
佐野クリニック	佐野嘉郎	長浜市相撲町1475－14	平成19.10.1
のざと内科	野里佳孝	長浜市平方町368－5	平成19.10.1
若林クリニック	医療法人若林クリニック	近江八幡市西末町18番地1	平成19.10.1
たかだ内科医院	医療法人たかだ内科医院	近江八幡市日吉野町675番地	平成19.10.1
源内クリニック	医療法人社団源内クリニック	東浅井郡湖北町山本4436番地	平成19.7.1
フラワー薬局日野店	株式会社メディカル一光	蒲生郡日野町松尾五丁目58－1	平成19.11.1

滋賀県告示第624号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき医療扶助のための医療担当機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

平成19年11月26日

滋賀県知事　嘉田由紀子

この公報は、再生紙を使用しています。

名称	開設者氏名	所在地	廃止年月日
若林クリニック	若林賢彦	近江八幡市西末町18－1	平成19. 9.30
たかだ内科医院	高田　治	近江八幡市日吉野町675	平成19. 9.30
源内クリニック	七里源正	東浅井郡湖北町山本4436	平成19. 6.30
大音歯科医院	大音孝夫	東浅井郡湖北町速水1045	平成19. 9.20

滋賀県告示第625号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき医療扶助のための医療担当機関として指定したもののうち、次のものから休止の届出があった。

平成19年11月26日

滋賀県知事　嘉田由紀子

名称	開設者氏名	所在地	休止年月日
藤関歯科医院	医療法人如月	蒲生郡安土町上豊浦1213番1	平成19.10.25

滋賀県告示第626号

道路法(昭和27年法律第180号)第7条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

この関係図面は、滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月26日

滋賀県知事　嘉田由紀子

整理番号	路線名	起点 終点	重要な経過地
340	甲賀土山インター線	甲賀市甲賀町岩室	－
		甲賀土山インター	
341	信楽インター線	甲賀市信楽町黄瀬	－
		信楽インター	

滋賀県告示第627号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を決定する。

この関係図面は、平成19年11月26日から平成19年12月10日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月26日

滋賀県知事　嘉田由紀子

道路の種類	路線名	区間	敷地の幅員	延長	備考
県道	信楽インター線	甲賀市信楽町黄瀬字半シ2836番2地先から 甲賀市信楽町黄瀬字半シ2838番1地先まで	最小 25.7 m ～ 最大 63.2 m	141.6 m	(重用) 国道307号 L＝33.3 m

公　告

特定非営利活動法人定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、次の者から特定非営利活動法人の定款の変更に係る同条第3項の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成19年11月26日

滋賀県知事　嘉　田　由紀子

1　申請のあった年月日　平成19年11月9日

2　申請に係る特定非営利活動法人の名称等

特定非営利活動法人の名称　特定非営利活動法人　びわの音・西近江

特定非営利活動法人の代表者の氏名　上林　義典

特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地　高島市今津町名小路一丁目3番地の1

特定非営利活動法人の定款に記載された目的　この法人は、高齢者と子どもを持つ家庭に対して、その支援に関する事業を行い、高齢者の福祉増進と子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

3　関係書類の縦覧場所　滋賀県県民文化生活部県民活動課　大津市京町四丁目1－1

4　関係書類の縦覧期間および時間　平成19年11月9日から平成20年1月9日までの縦覧場所における執務時間内

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第1号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成19年11月26日

滋賀県知事　嘉　田　由紀子

1　大規模小売店舗の名称および所在地　グルメシティヒカリ屋瀬田店　大津市一里山一丁目3番1号

2　変更した事項

(1)　変更前

大規模小売店舗の名称　グルメシティ近畿瀬田店

(2)　変更後

大規模小売店舗の名称　グルメシティヒカリ屋瀬田店

3　変更年月日　平成19年4月28日

4　変更の理由　店舗の名称を変更したため

5　届出年月日　平成19年11月2日

6　届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1)　縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室　大津市京町四丁目1－1

滋賀県商工観光労働部商業観光振興課　大津市京町四丁目1－1

大津市産業観光部産業政策課　大津市御陵町3－1

(2)　縦覧期間　平成19年11月26日から平成20年3月26日まで

7　意見書の提出期限および提出先

(1)　提出期限　平成20年3月26日

(2)　提出先　滋賀県商工観光労働部商業観光振興課　〒520－8577　大津市京町四丁目1－1

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成19年11月26日

滋賀県知事　嘉　田　由紀子

1　大規模小売店舗の名称および所在地　エイスクエア　草津市西渋川一丁目23番1号

2　変更した事項

(1)　変更前

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
株式会社平和堂　彦根市小泉町31番地　代表者　夏原平和　ほか38件

⑵　変更後

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
株式会社平和堂　彦根市小泉町31番地　代表者　夏原平和　ほか44件

3　変更年月日　平成19年10月1日

4　変更の理由　お客様のニーズに応えるために、専門店の充実を図る。

5　届出年月日　平成19年10月12日

6　届出書類の縦覧場所および縦覧期間

⑴　縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室　大津市京町四丁目1－1
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課　大津市京町四丁目1－1
滋賀県南部振興局総務振興部地域振興課　草津市草津三丁目14－75
草津市産業建設部商工観光労政課　草津市草津三丁目13番30号
栗東市環境経済部商工観光労政課　栗東市安養寺一丁目13番33号

⑵　縦覧期間　平成19年11月26日から平成20年3月26日まで

7　意見書の提出期限および提出先

⑴　提出期限　平成20年3月26日

⑵　提出先　滋賀県商工観光労働部商業観光振興課　〒520－8577　大津市京町四丁目1－1

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第1号および第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成19年11月26日

滋賀県知事　嘉　田　由紀子

1　大規模小売店舗の名称および所在地　フレンドマート守山水保町　守山市水保町1267番地

2　変更した事項

⑴　変更前

ア　大規模小売店舗の名称および所在地　(仮称)平和堂水保店　守山市水保町1263－3ほか

イ　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名　未定テナント

⑵　変更後

ア　大規模小売店舗の名称および所在地　フレンドマート守山水保店　守山市水保町1267

イ　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名　株式会社キリン堂　大阪府大阪市淀川区宮原四丁目5番36号　セントラル新大阪ビル4階　代表取締役社長　寺西豊彦

3　変更年月日　平成19年11月2日

4　変更の理由

⑴　大規模小売店舗の名称および所在地　店舗名称および店舗所在地決定のため

⑵　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名　未定小売業者決定のため

5　届出年月日　平成19年11月6日

6　届出書類の縦覧場所および縦覧期間

⑴　縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室　大津市京町四丁目1－1
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課　大津市京町四丁目1－1
滋賀県南部振興局総務振興部地域振興課　草津市草津三丁目14－75
守山市環境経済部商工観光課　守山市吉身二丁目5－22

⑵　縦覧期間　平成19年11月26日から平成20年3月26日まで

7　意見書の提出期限および提出先

⑴　提出期限　平成20年3月26日
⑵　提出先　滋賀県商工観光労働部商業観光振興課　〒 520－8577　大津市京町四丁目1－1

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成19年11月26日

滋賀県知事　嘉　田　由紀子

1　大規模小売店舗の名称および所在地　デイスターモール野洲　野洲市市三宅1013
2　変更した事項
⑴　変更前
ア　大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名　兼松都市開発株式会社　大阪府大阪市中央区淡路町四丁目3番10号　代表取締役　志田和夫
イ　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名　株式会社天晨堂　彦根市長曽根南町437　代表取締役　細江正人
⑵　変更後
ア　大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名　兼松都市開発株式会社　大阪府大阪市中央区淡路町四丁目3番10号　代表取締役　中林賢一
イ　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名　株式会社雑貨屋ブルドッグ　静岡県浜松市平口5228番地　代表取締役　久留米唯人
3　変更年月日
⑴　大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名　平成19年5月11日
⑵　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名　平成19年11月2日
4　変更の理由
⑴　大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名　代表取締役の任期満了による。
⑵　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名　株式会社天晨堂の退店による。
5　届出年月日　平成19年11月7日
6　届出書類の縦覧場所および縦覧期間
⑴　縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室　大津市京町四丁目1－1
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課　大津市京町四丁目1－1
滋賀県南部振興局総務振興部地域振興課　草津市草津三丁目14－75
野洲市環境経済部商工観光課　野洲市西河原2400番地
⑵　縦覧期間　平成19年11月26日から平成20年3月26日まで
7　意見書の提出期限および提出先
⑴　提出期限　平成20年3月26日
⑵　提出先　滋賀県商工観光労働部商業観光振興課　〒 520－8577　大津市京町四丁目1－1

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成19年11月26日

滋賀県知事　嘉　田　由紀子

1　大規模小売店舗の名称および所在地　グルメシティヒカリ屋瀬田店　大津市一里山一丁目3番1号
2　大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名　株式会社グルメシティ近畿　大阪府吹田市江坂町一丁目18番10号　代表取締役　高月春美

3　変更しようとする事項
(1)　変更前
ア　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
(ア)　開店時刻　午前10時(年間40日は午前9時)
(イ)　閉店時刻　午後9時
イ　来客が駐車場を利用することができる時間帯　午前9時45分から午後9時30分まで(年間40日は午前8時45分から午後9時30分まで)
(2)　変更後
ア　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
(ア)　開店時刻　午前9時
(イ)　閉店時刻　午後9時
イ　来客が駐車場を利用することができる時間帯　午前8時45分から午後9時30分まで
4　変更年月日　平成20年1月1日
5　変更の理由　お客様の利便性のため
6　届出年月日　平成19年11月2日
7　届出書類の縦覧場所および縦覧期間
(1)　縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室　大津市京町四丁目1－1
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課　大津市京町四丁目1－1
大津市産業観光部産業政策課　大津市御陵町3－1
(2)　縦覧期間　平成19年11月26日から平成20年3月26日まで
8　意見書の提出期限および提出先
(1)　提出期限　平成20年3月26日
(2)　提出先　滋賀県商工観光労働部商業観光振興課　〒520－8577　大津市京町四丁目1－1

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第4号、第5号および第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成19年11月26日

滋賀県知事　嘉　田　由紀子

1　大規模小売店舗の名称および所在地　エイスクエア　草津市西渋川一丁目23番1号
2　大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名　綾羽株式会社　大阪府大阪市中央区南本町三丁目6番14号　代表取締役　河本英典
3　変更しようとする事項
(1)　変更前
ア　大規模小売店舗内の店舗面積の合計　32,598㎡
イ　駐車場の収容台数　2,175台
ウ　駐輪場の収容台数　1,321台
エ　荷さばき施設の面積　1,014㎡
オ　廃棄物等の保管施設の容量　552㎥
カ　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
(ア)　開店時刻
a　アル・プラザ　午前10時
b　SARA　午前10時
(イ)　閉店時刻
a　アル・プラザ　午後9時
b　SARA　午後10時、一部午後9時
キ　来客が駐車場を利用することができる時間帯
(ア)　アル・プラザ立体駐車場　午前9時45分から午後9時30分まで
(イ)　アカチャンホンポ、無印良品、新設大型専門店屋上駐車場・平面駐車場　午前8時45分から午後8時30

分まで

ク　駐車場の自動車の出入口の数　６か所

⑵　変更後

ア　大規模小売店舗内の店舗面積の合計　55,089㎡(うち旧エイスクエア・ノース13,435㎡、新規増床9,056㎡)

イ　駐車場の収容台数　2,953台(うち旧エイスクエア・ノース778台)

ウ　駐輪場の収容台数　1,439台(うち旧エイスクエア・ノース424台、台数減306台)

エ　荷さばき施設の面積　2,012㎡(うち旧エイスクエア・ノース644㎡、増設354㎡)

オ　廃棄物等の保管施設の容量　695.4㎥(うち旧エイスクエア・ノース117.4㎥、増設26㎥)

カ　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

㈠　開店時刻

ａ　アル・プラザ　午前９時

ｂ　SARA　午前９時

ｃ　新設大型専門店　午前９時

㈡　閉店時刻

ａ　アル・プラザ　午後10時

ｂ　SARA　午後10時

ｃ　新設大型専門店　午後９時

キ　来客が駐車場を利用することができる時間帯

㈠　アル・プラザ立体駐車場　午前８時45分から午後10時30分まで

㈡　アカチャンホンポ、無印良品、新設大型専門店屋上駐車場・平面駐車場　午前８時45分から午後９時30分まで

ク　駐車場の自動車の出入口の数　12か所

４　変更年月日　平成20年６月１日

５　変更の理由　お客様のニーズに応えるために、専門店の充実を図る。

６　届出年月日　平成19年10月12日

７　届出書類の縦覧場所および縦覧期間

⑴　縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室　大津市京町四丁目１－１

滋賀県商工観光労働部商業観光振興課　大津市京町四丁目１－１

滋賀県南部振興局総務振興部地域振興課　草津市草津三丁目14－75

草津市産業建設部商工観光労政課　草津市草津三丁目13番30号

栗東市環境経済部商工観光労政課　栗東市安養寺一丁目13番33号

⑵　縦覧期間　平成19年11月26日から平成20年３月26日まで

８　意見書の提出期限および提出先

⑴　提出期限　平成20年３月26日

⑵　提出先　滋賀県商工観光労働部商業観光振興課　〒520－8577　大津市京町四丁目１－１

換地処分公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の２第９項の規定により、県営土地改良事業柏木地区泉工区の換地処分を平成19年11月14日にした。

平成19年11月26日

滋賀県知事　嘉　田　由紀子

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第１項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第２項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成19年11月26日

滋賀県知事　嘉　田　由紀子

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
守山市梅田町15－9 橋本不動産株式会社 代表取締役　橋本達雄	野洲市上屋字見星寺1336－2、1336－3、1336－14の一部、1341－1、1341－2の一部、1341－3、1341－4の一部、1341－5、1341－6、1341－7、1342－1、1342－2、1343、1344、1352－1、1352－16、1353、1354、1354－1、1354－2、1355－1、1356、1357－1、1357－2、1358－2、1359－1、1359－2、1360－1、1360－2、1361－1、1363－2、1363－4、1365－1、1367－7、字與六郎1180－3、1180－4、1180－5、1180－6、1180－9の一部、1182－4、1185－1、1191－1、1191－3、1191－13、1191－24、1194、1196	12,837.06㎡	平成19.11.16	006404

振　興　局　等　公　告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成19年11月26日

滋賀県湖東地域振興局長　堀　正　基

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
犬上郡多賀町土田888番地 西村知也	犬上郡多賀町大字土田字野神63－3、64－1	499.21㎡	平成19.11.15	000299

正　誤

平成19年10月19日付け号外(1)滋賀県条例第53号中

ページ	行	誤	正
20	下から13	平成19年滋賀県条例第　号	平成19年滋賀県条例第53号

発行人・発行所　滋　賀　県　大津市京町四丁目1番1号
印　　刷　㈲ハン六タイプ　大津市中央一丁目6番21号
購読料　1箇年　27,600円